

生駒市条例第4号

生駒市地域外来検査センター条例及び生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市地域外来検査センター条例及び生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

(1) 生駒市地域外来検査センター条例（令和2年11月生駒市条例第28号）第1条

(2) 生駒市国民健康保険条例（昭和34年3月生駒市条例第7号）附則第3条第1項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。